

入院費窓口負担軽減制度「限度額適用認定証」(70歳未満の方)

入院費用は高額になる場合があります。「限度額適用認定証」を入院時に入院受付に提示することで、病院の窓口での支払額が自己負担限度額までとなり、窓口での支払額が軽減されます。

●自己負担限度額について

次のように計算されます。

健康保険の場合 の標準報酬月額	国民健康保険の場合 の所得区分(年間)	区分	自己負担限度額(月単位)
83万円以上	901万円超	ア	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%
53万円以上～83万円未満	600万円超 901万円以下	イ	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%
28万円以上～53万円未満	210万円超 600万円以下	ウ	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
28万円未満	210万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	エ	57,600円
住民税非課税世帯		オ	35,400円

※自己負担限度額は月単位です。

※食事療養費、保険診療外の治療、差額室料、文書料金などは対象外です。

●入院費が1,000,000円(100万円)で、適用区分「ウ」の場合

自己負担額(3割)		保険負担額(7割)
300,000円 (a)		700,000円
87,430円 (b)	212,570円 (c)	

【限度額適用認定証】なしの場合：自己負担額(a)を窓口にてお支払いいただきます。後日、高額療養費(b)が払い戻されます。※高額療養費は保険によって手続きが必要な場合があります。

【限度額適用認定証】ありの場合：自己負担限度額(c)を窓口にてお支払いいただきます。

●申請について

※「限度額適用認定証」の申請は加入されている保険者への事前自己申請が必要です。月が替わってからの申請の場合(例えば、7月から入院となったが、8月に「限度額適用認定証」の申請を行った場合)、前月にさかのぼって認定は受けられませんのでご注意ください。

●申請窓口は次のとおりです。

保険の種類	申請先
国民健康保険	市町村の担当窓口
協会けんぽ	協会けんぽ支部(各都道府県)
組合・共済健康保険	健康保険組合